

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく
国立大学法人筑波大学一般事業主行動計画

性別に関わらず、すべての教職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行
動計画を策定する

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

2. 本学の課題

- (1) 女性教職員比率は増加傾向にあるものの、意思決定への女性の参画が低い。
- (2) ワーク・ライフ・バランス意識が十分徹底されていない。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：女性管理職比率を30%程度に増加させる。

<取組内容>

- 令和3年4月～ 執行役員や管理職層に対してダイバーシティ・マネジメント研修を年に1回以上実施する。
- 令和3年4月～ 女性・若手教員等に対してキャリアアップ研修（キャリアデザイン研修）を年に1回以上実施する。
- 令和3年4月～ ダイバーシティ&インクルージョンについて理解を深めるため、毎年実施される階層別研修内容の更新を図る。

目標2：男性教職員の育児休業取得期間を20%アップさせる。

<取組内容>

- 令和3年4月～ 育児休業取得の有無に関わらず、男性職員に対して、育児休業への意識や認識に関するアンケートやヒアリングを行う
- 令和3年10月～ アンケート等をふまえ、育児休業への関心について明らかにし、取得しない要因を追究する。
- 令和4年4月～ 育児休業に関する情報(制度や保険制度等)をHP等で公開する。
- 令和4年4月～ 男性の育児休業取得推進にかかる雰囲気醸成のための意識啓発及び子育て世代の育児休業取得に関するセミナーや多様な働き方を可能にするための管理職層を中心としたセミナーを検討し、実施する。

目標 3：ワーク・ライフ・バランスの維持、柔軟な働き方を可能にするため、既存の在宅勤務制度の見直しを図る。

<取組内容>

令和 3 年 4 月～ 既存の在宅勤務の取扱いの改正に向けて制度設計の検討を行う。

目標 4：年次休暇の取得促進のための取組を実施する。

<取組内容>

令和 3 年 4 月～ 年次休暇の計画的使用の促進に向けて、年次休暇取得日をあらかじめ職員が記入できる年間の計画表を作成するとともに、引き続き年次休暇の計画的付与を実施する。

令和 3 年 4 月～ 年次休暇を取得しやすい環境づくりに努める。